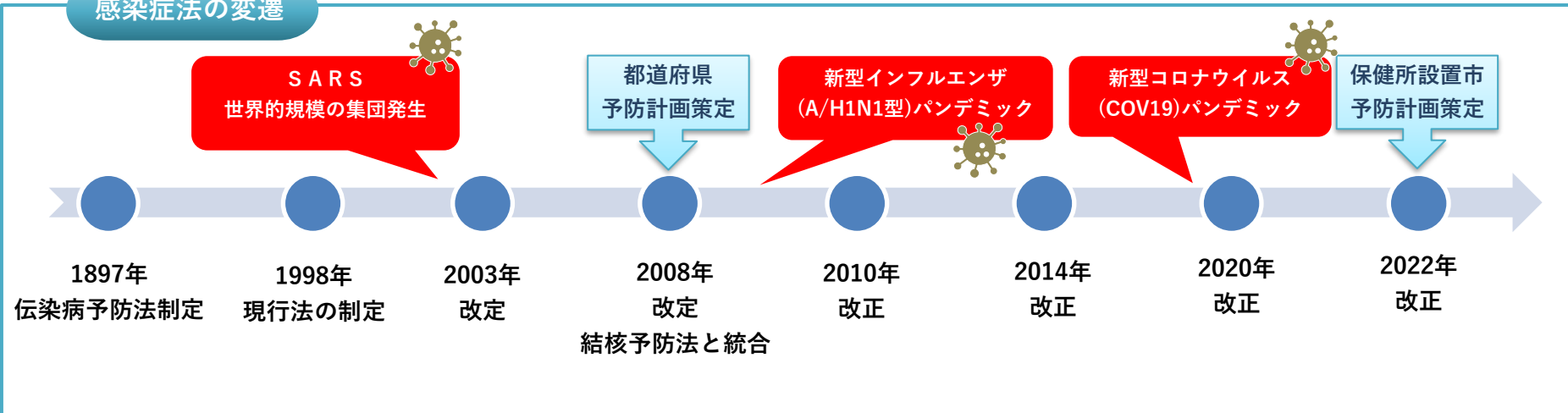


大津市感染症予防計画 の概要について

健康保険部保健所保健予防課
令和5年9月19日

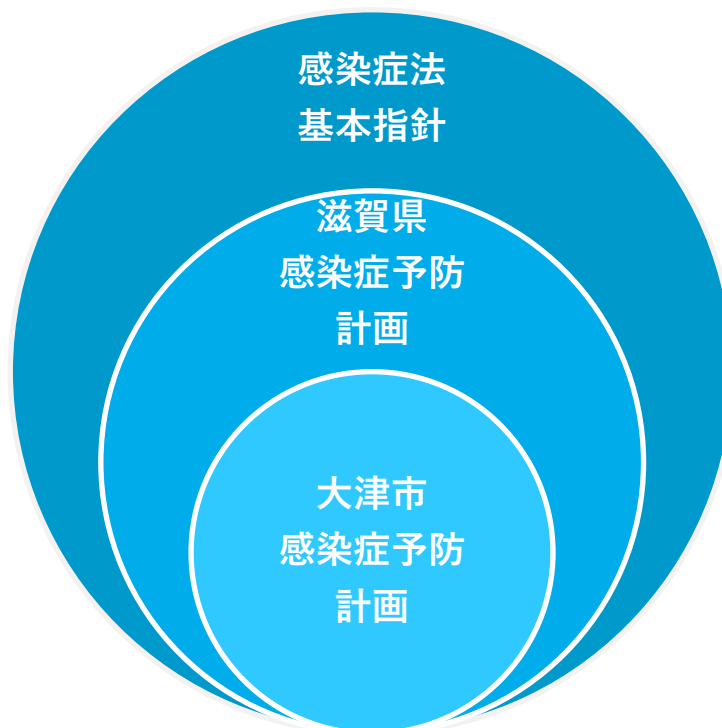
計画策定の背景

感染症法の変遷



新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れのある感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法が令和4年12月9日に公布され、保健所設置市への予防計画の策定が義務づけられた。

計画の位置づけ



<参考> **感染症法第10条（予防計画）第14項**（令和6年4月1日施行）
保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

計画の目的

平時（感染症対応時以外）

- 関係機関との連携体制の構築
- 保健所や検査等の体制強化
- ICT化の推進

感染症対応時

- 感染症対応人員の受入
- 関係機関との迅速な連携
- 業務の集約
- 保健所機能の維持



新興感染症への迅速な対応

都道府県連携協議会の概要

設置目的

滋賀県の感染症健康危機管理対策について、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後、新たな感染症等の発生及びまん延にも備えるため、改正感染症法に基づき、関係機関連携による平時からの取組の推進を目的とした、「滋賀県感染症対策連携協議会」が令和5年6月30日に設置された。

<参考> **感染症法第10条の2（都道府県連携協議会）第1項**（令和4年12月9日交付）

都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、都道府県、保健所設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関その他の関係機関により構成される協議会を組織するものとする。

協議事項

- (1) **感染症の予防計画に関すること**（部会を設置し、個別項目の詳細を協議）
- (2) 感染症の発生の予防及びまん延の防止に必要な事項に関すること
- (3) 協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

計画策定スケジュール

	日程	予防計画	連携協議会等	庁内協議等
準備	4月	基本指針の提示(国) 次期感染対策役割確認		
現状分析 課題抽出	5月	骨子素案作成		
	6月	部会担当者の決定		
対応検討 合意形成	7月	骨子案修正	第1回 連携協議会（計画骨子、部会の設定） 第1回 部会（個別項目検討）	
	8月	素案個別項目作成	第2回 部会（検討状況反映後再協議）	
	9月	素案作成	第2回 連携協議会（部会検討状況説明、素案）	教育厚生常任委員会概要説明
予防計画策定	10月	計画案作成		
	11月	計画案修正		関係部署への説明・協議
	12月	検査機関協定、移送業者協定	第3回 連携協議会(計画案)	教育厚生常任委員会計画案説明
策定計画報告 体制整備	1月	パブリックコメント実施	第3回 部会（協定案検討等）	
	2月		第4回 部会（協定検討内容 反映後再検討等）	
	3月	最終案報告	第4回 連携協議会(パブリックコメント結果、協定)	教育厚生常任委員会最終案説明

「大津市感染症予防計画」の骨子案

予防計画の概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条第14項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針に即して、本市における感染症対策の総合的な推進を図るための基本計画を策定する。

第1 予防の推進の基本的な方向

任意

- (1) 事前対応型行政の構築
- (2) 市民に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策
- (3) 人権の尊重
- (4) 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- (5) 市の果たすべき役割
 - ① 基本的事項
 - ② 都道府県連携協議会への参画
 - ③ 都道府県との連携
 - ④ 感染症発生時の体制整備

第2 予防及びまん延の防止のための施策

- (1) 予防のための施策
 - ① 感染症の発生の予防のための施策
 - ② 感染症発生動向調査
 - ③ 結核に係る定期的健康診断
 - ④ 食品保健対策との連携及び環境衛生対策との連携
 - ⑤ 県、専門職能団体及び高齢者施設等関係団体との連携
 - ⑥ 県等との連携体制強化
- (2) まん延の防止のための施策
 - ① 患者発生後の対応時の対応
 - ② 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院勧告
 - ③ 感染症の診査に関する協議会
 - ④ 消毒その他の措置
 - ⑤ 積極的疫学調査
 - ⑥ 食品保健対策との連携及び環境衛生対策との連携
 - ⑦ 県、専門職能団体及び高齢者施設等関係団体等と連携

第3 情報の収集、調査及び研究

任意

発生届及び積極的疫学調査のICT化、入院・退院・死亡のICTによる報告等

第4 検査実施体制及び検査能力の向上

- (1) 基本的な考え方
- (2) 地方衛生研究所と保健所の連携
- (3) 民間検査機関及び医療機関との検査等措置協定

第5 移送体制の確保

- (1) 移送にかかる人員体制
- (2) 消防機関との連携並びに民間事業者等への業務委託
- (3) 新興感染症発生時の移送体制

第6 検査体制の確保等に係る目標

- (1) 目標設定に係る基本的な考え方
- (2) 検査体制に関する数値目標
- (3) 保健所職員等の研修・訓練に関する数値目標
- (4) 保健所体制整備に関する数値目標

第7 宿泊施設に関する事項

任意

- (1) 県との役割分担
- (2) その他宿泊施設等に関すること

第8 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

- (1) 健康観察の体制整備
- (2) 健康観察や生活支援等における県並びに関係機関・団体との連携
- (3) 施設等との連携及び感染防止対策の推進

第9 啓発・普及・人権尊重

任意

- (1) 差別や偏見の排除、正しい知識の普及
- (2) 情報の提供及び相談対応
- (3) 個人情報の保護
- (4) 国、他都道府県、医療関係団体、報道機関等との連携方策

第10 人材の養成及び資質の向上

- (1) 研修会への参加及び講習会の実施
- (2) 関係機関及び関係団体との連携
- (3) IHEATの活用及び実践的な訓練の実施

第11 保健所の体制確保

- (1) 感染症対策の中核機関としての役割
- (2) 感染症対応における保健所業務と体制整備
- (3) 応援派遣やその受入れに係る事項
- (4) 関係機関との連携

第12 緊急時対応

- (1) 地方公共団体相互間の連絡体制
- (2) 関係団体との連絡体制
- (3) 緊急時の情報提供

第13 その他予防に関する重要事項

- (1) 施設内感染の防止
- (2) 災害防疫
- (3) 動物由来感染症対策
- (4) 外国人対応

任意：任意の記載項目